

名護市公共施設等総合管理個別計画

令和3年3月（令和8年3月改訂）

名護市

目次

| | | |
|------------|-------------------------------|-----------|
| 第1章 | 計画の概要 | 2 |
| 第1節 | 背景・目的 | 2 |
| 第2節 | 計画の位置づけ | 2 |
| 第3節 | 計画期間 | 3 |
| 第4節 | 対象施設 | 4 |
| 第2章 | 名護市の公共施設の状態等 | 5 |
| 第1節 | 対象施設の築年別整備状況 | 5 |
| 第2節 | 施設関連経費の推移 | 6 |
| 第3節 | 建物の劣化状況調査 | 9 |
| 第3章 | 施設整備の基本的な方針等 | 16 |
| 第1節 | 公共施設等の管理における基本方針 | 16 |
| 第2節 | 建物の長寿命化に関する考え方 | 17 |
| 第3節 | 対策の優先順位の考え方 | 19 |
| 第4章 | 個別施設ごとの対策内容と実施計画 | 20 |
| 第1節 | 今後の対応方針 | 20 |
| 第2節 | 財政制約ラインの設定 | 21 |
| 第3節 | 実施計画 | 25 |
| 第5章 | 計画のフォローアップ | 28 |
| 第1節 | 推進体制の整備 | 28 |
| 第2節 | フォローアップ | 28 |
| 第6章 | 建物ごとの個別施設計画 | 29 |
| 第1節 | 施設類型ごとの個別施設計画 | 29 |

第1章 計画の概要

第1節 背景・目的

現在、公共施設等の老朽化は社会的な課題となっており、公共施設等の建替えや大規模な改修などに要する更新費用の増加と、それに対する財源の不足が懸念されています。本市においても、市制施行から現在まで、多くの公共施設等を建設し、行政サービスを実施する基盤としてきましたが、それらの中には老朽化が進行し、建替え等の検討が必要な施設もあります。さらに、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口構造の変化などにより、現在の公共施設等に対する市民ニーズが変化していくことも予想され、今後、それらの公共施設等については、施設の在り方を検討する必要があります。

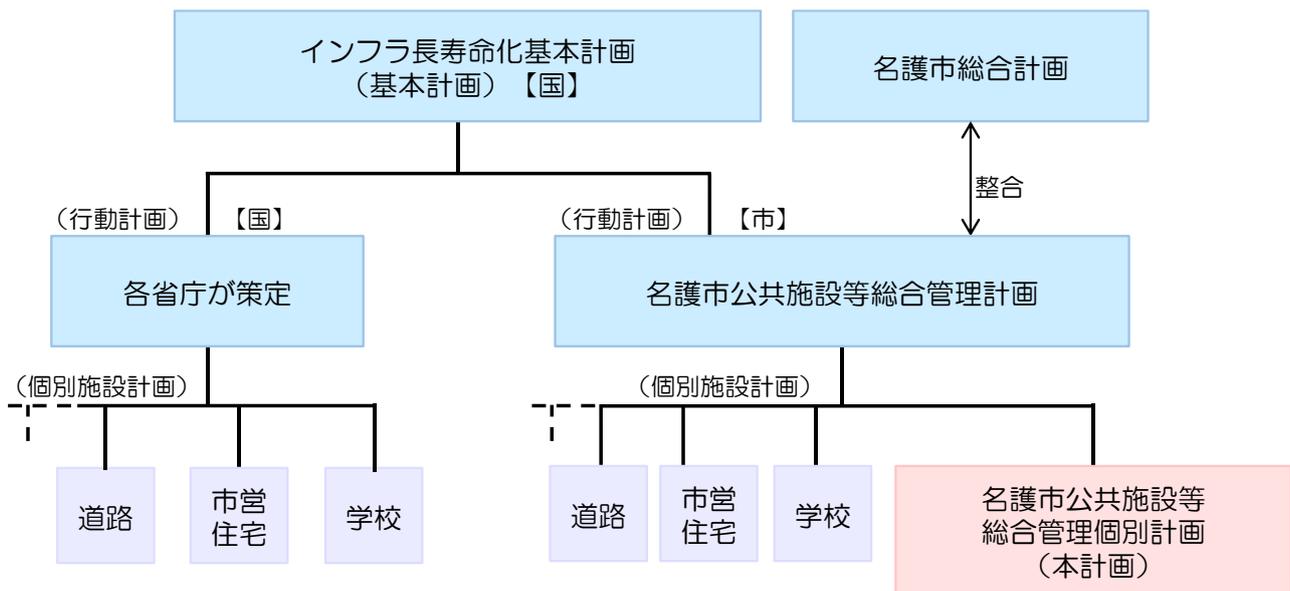
国においても、公共施設等の老朽化対策に関する取組みを強化しており、平成25(2013)年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、翌4月には全国の地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。これを受けて本市では、本市の公共施設等の状況を客観的に把握・分析するとともに、長期的・全庁的な視点をもって、公共施設等の総合的かつ最適な配置を実現するための基本的な方針を定めることを目的とし、平成29(2017)年3月に「名護市公共施設等総合管理計画」（以下、総合管理計画とします）を策定しました。

総合管理計画においては、市全体の公共施設等の現状把握および基本的な方針の整理を行いました。しかしながら、公共施設等の適正管理を着実に進めていくためには、個別施設ごとの具体的な対応方針や実施時期、対策費用等を明らかにした実行計画が不可欠であることから、令和3年3月に「名護市公共施設等総合管理個別計画」を策定しました。前期計画として一定期間の取組を進めてきたところであり、これまでの実施状況や課題を整理するとともに、施設の劣化状況や利用状況等を総合的に勘案し、「名護市公共施設等総合管理個別計画（後期計画）」として計画内容の更新を行うものとします。

第2節 計画の位置づけ

総合管理計画は、本市の上位計画である「名護市総合計画」の「全体を支えるための体制づくり【行財政】」に基づくものであり、「名護市総合計画」の各政策分野における公共施設等の取組みに対して全庁的な指針を定めたものです。本計画は、総合管理計画を上位計画とし、インフラ長寿命化基本計画において、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として示されている「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」に位置付けるものです。

図 1-1. 計画の位置づけ



第3節 計画期間

上位計画である総合管理計画は、平成 29 (2017) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 10 年間で計画期間としていますが、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくためには中長期的な視点が不可欠であることから、平成 29 (2017) 年度から令和 38 (2056) 年度までの 40 年間に見込まれる更新費用推計に基づき策定されています。本計画の計画期間は、令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 10 年間とし、令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 5 年間で前期、令和 8 (2026) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 5 年間で後期として構成しています。前期計画期間における取組の進捗状況や課題を整理したうえで、本計画は後期計画として内容の見直しを行い、引き続き計画的な公共施設等の管理を推進するものとします。

なお、社会情勢の変化や財政状況、事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

表 1-1. 計画期間

| 名護市公共施設等総合管理個別計画 計画期間 | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 前期 | | | | | 後期 | | | | |
| R3年度 (2021) | R4年度 (2022) | R5年度 (2023) | R6年度 (2024) | R7年度 (2025) | R8年度 (2026) | R9年度 (2027) | R10年度 (2028) | R11年度 (2029) | R12年度 (2030) |
| 計画運用 | | | | | 計画運用 | | | | |
| | | | | | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 中間 見直し </div> | | | | |

第4節 対象施設

総合管理計画に掲げる建物系施設のうち、所管課等において「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定する学校教育系施設の小中学校及び幼稚園、市営住宅、都市公園の施設を除いたものを本計画の対象施設とします。対象施設については、施設の状態等を把握し、総合管理計画の施設整備の基本的な方針等に基づき、計画期間における建物ごとの対応方針や対策内容等を整理しました。

表 1-2. 本計画の対象施設

| 大分類 | 中分類 | 施設数 | 建物棟数 | 延床面積(m ²) |
|------------------|----------|-----|------|-----------------------|
| 市民文化系施設 | 集会施設 | 5 | 10 | 11,940.44 |
| | 各区集会施設 | 46 | 48 | 23,174.81 |
| 社会教育系施設 | 図書館 | 1 | 1 | 4,622.25 |
| | 博物館 | 2 | 5 | 5,590.77 |
| | 学習施設 | 3 | 9 | 8,036.77 |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | スポーツ施設 | 5 | 8 | 8,757.52 |
| | 各区スポーツ施設 | 5 | 5 | 2,006.16 |
| 産業系施設 | 産業系施設 | 35 | 56 | 67,854.71 |
| 学校教育系施設 | 大学 | 1 | 4 | 9,453.67 |
| | その他教育施設 | 6 | 21 | 3,092.00 |
| 子育て支援施設 | 認定こども園 | 2 | 3 | 1,872.79 |
| | 保育所 | 5 | 5 | 1,894.72 |
| | 放課後児童クラブ | 1 | 1 | 120.00 |
| 保健・福祉施設 | 高齢福祉施設 | 2 | 2 | 474.20 |
| | 障がい福祉施設 | 1 | 1 | 210.60 |
| | 保健施設 | 1 | 1 | 2,769.14 |
| 医療施設 | 医療施設 | 2 | 2 | 437.74 |
| 行政系施設 | 庁舎等 | 5 | 9 | 11,884.53 |
| | 消防施設 | 5 | 13 | 5,726.69 |
| | その他行政系施設 | 9 | 28 | 6,631.21 |
| 公園 | 農村公園 | 1 | 1 | 28.22 |
| | 漁港公園 | 1 | 2 | 70.77 |
| | その他公園 | 4 | 30 | 5,894.12 |
| 供給処理施設 | 供給処理施設 | 3 | 12 | 9,126.86 |
| その他 | 公衆便所等 | 8 | 8 | 190.58 |
| | 宿舍 | 1 | 1 | 1,759.82 |
| | 斎場 | 1 | 1 | 451.69 |
| | その他 | 7 | 9 | 3,407.30 |
| | 廃止済施設 | 1 | 1 | 180.00 |
| 合計 | | 169 | 297 | 197,660.08 |

※延床面積、施設数は令和7（2025）年9月末の総量です。

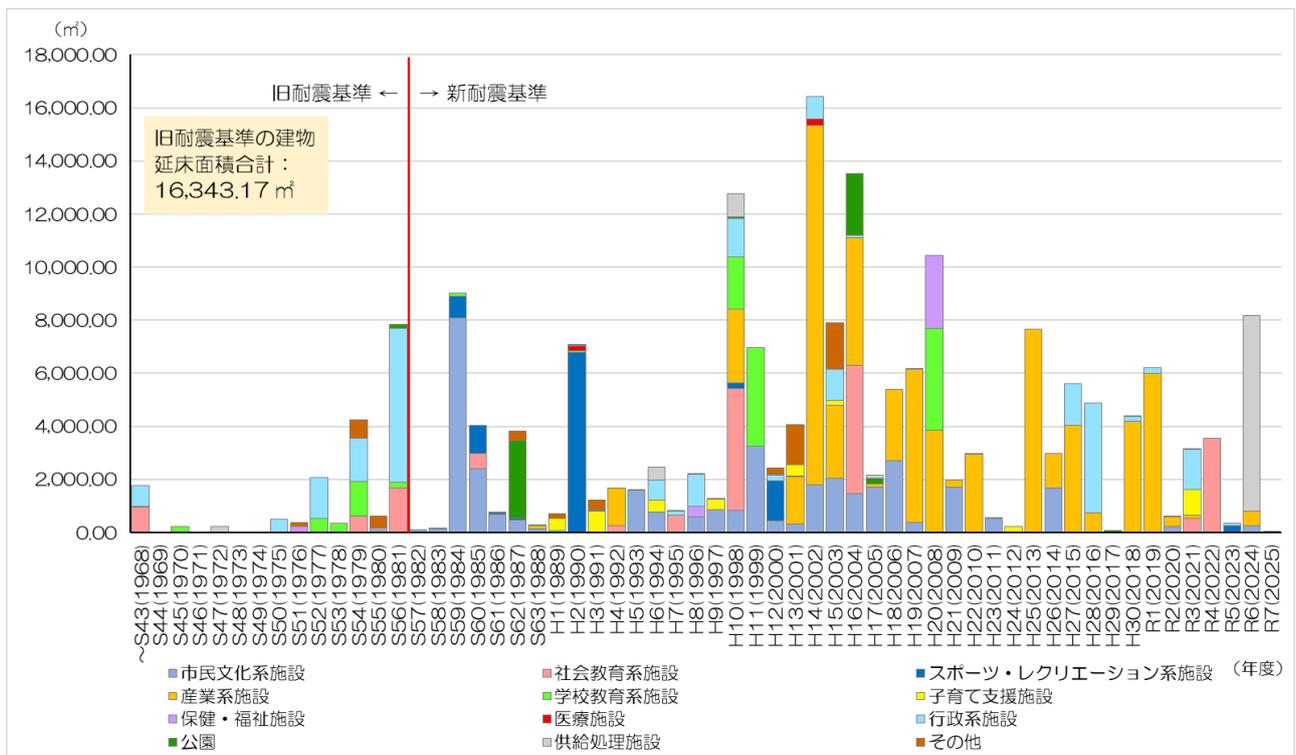
第2章 名護市の公共施設の状態等

第1節 対象施設の築年別整備状況

本計画で対象としている施設の築年別の整備状況をみると、1980年代と1990年代後半から2000年代にかけて、施設の整備がやや集中していることがわかります。1980年代の建物は建築後およそ40年が経過しており、老朽化が進行している施設も多いことから、建替え等の対策が必要となる施設が多くなっています。また旧耐震基準¹が適用されていた時期である昭和56（1981）年6月以前に整備された建物が32棟 16,343.17㎡あり、延床面積ベースで全体の約8.27%を占めています。

施設類型ごとにみると、各地区の集会施設等を含む市民文化系施設は昭和59（1984）年度から平成26（2014）年度と長期間にわたり、順次整備が進められてきました。市役所の本庁舎や、消防施設等を含む行政系施設には旧耐震基準の建物も残っており、建替え等の対策が必要な時期が到来しています。農業関係施設や企業誘致施設を含む産業系施設は、1990年代後半から継続的に整備が進められてきました。

図2-1. 築年別整備状況



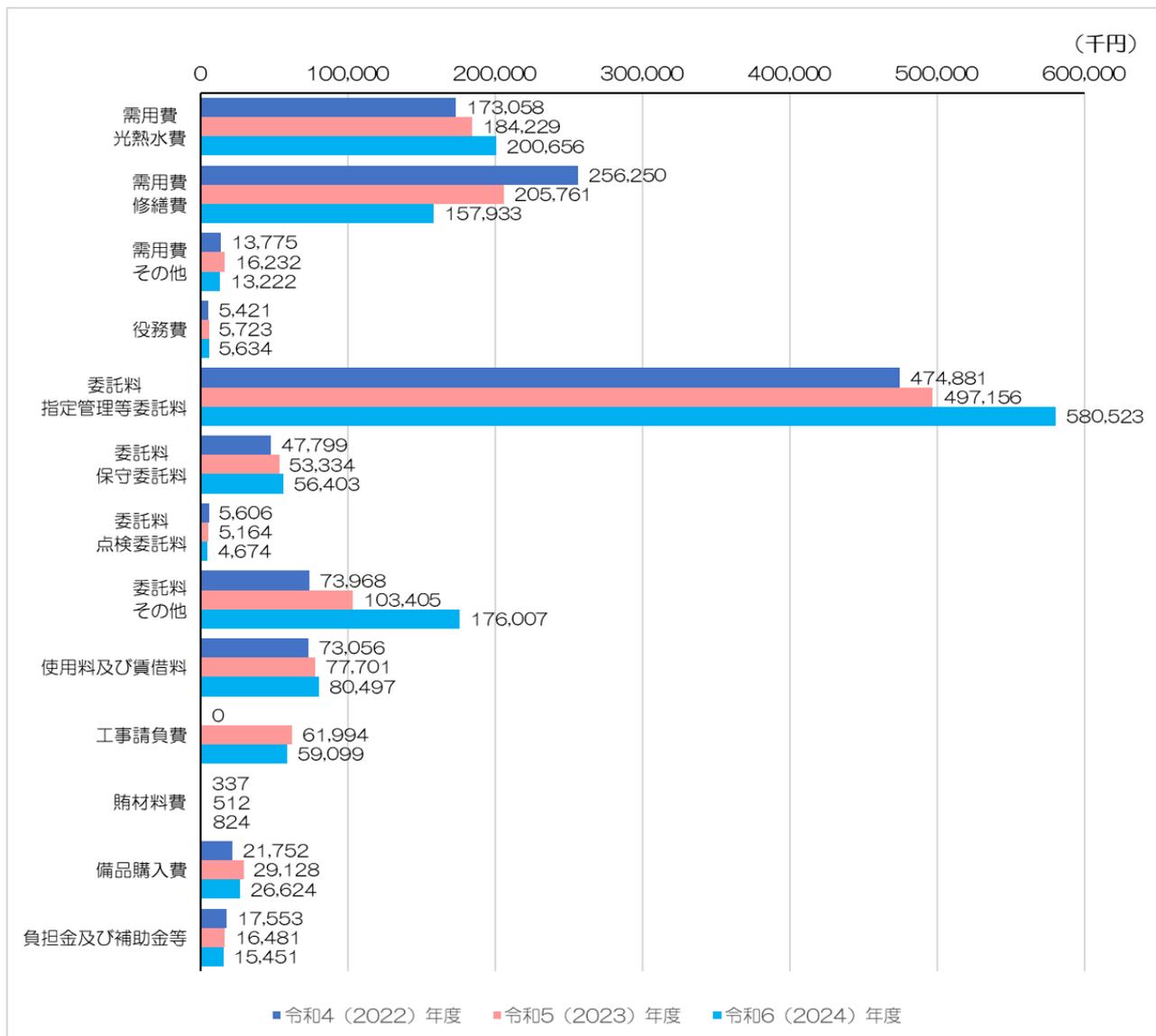
¹旧耐震基準：建築基準法が昭和56（1981）年6月に改正される以前の耐震基準。改正以降の基準を新耐震基準と呼ぶ。

第2節 施設関連経費の推移

(1) 施設の維持管理コストの推移

令和4(2022)年度から令和6(2024)年度にかけての施設の維持管理に要するコストを集計しました。需用費の光熱水費、委託料の多くは増加傾向にあります。修繕費は老朽化している施設の部分的な修繕を実施している費用で、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度では減少傾向に見えますが、施設の老朽化の進行により今後も増加することが見込まれます。指定管理委託料は、スポーツ施設やインキュベート施設等の施設について、その管理を専門性の高い事業者へ委託するための費用です。令和6(2024)年度には完成した一般廃棄物処理施設の施設管理委託料の関係により増加しています。

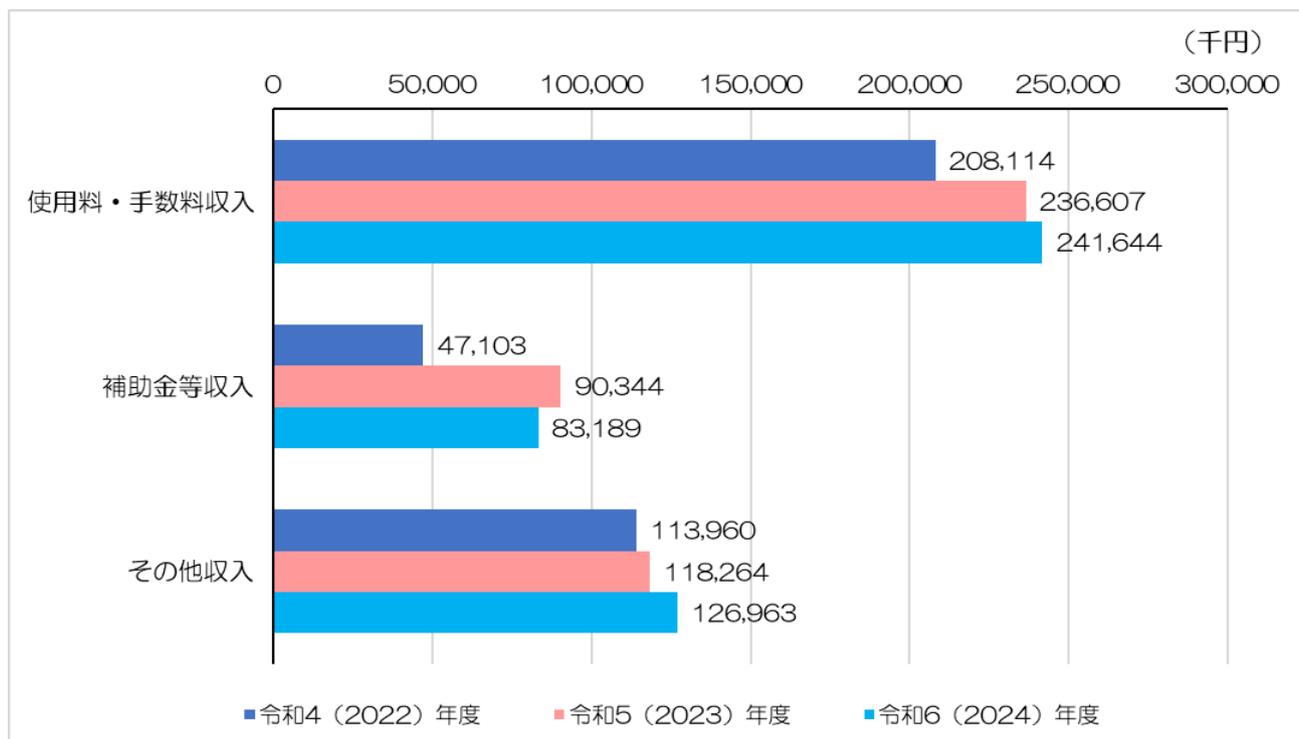
図2-2. 施設の維持管理コストの推移



(2) 施設関連収入の推移

令和4（2022）年度から令和6（2024）年度にかけての施設の運営によって得られた使用料等の収入額を集計しました。使用料・手数料収入は施設を利用した方からの使用料収入が主で、令和4（2022）年度から増加傾向にあります。名護市マルチメディア館などのインキュベーター施設や、みらい1号館からみらい5号館、名護市産業支援センター、名護市民会館等の収入が多くなっています。補助金等収入には施設の運営に際して国や県から受ける補助金収入を集計しており、その他の収入は、みらい1号館から5号館の共益費等が含まれています。

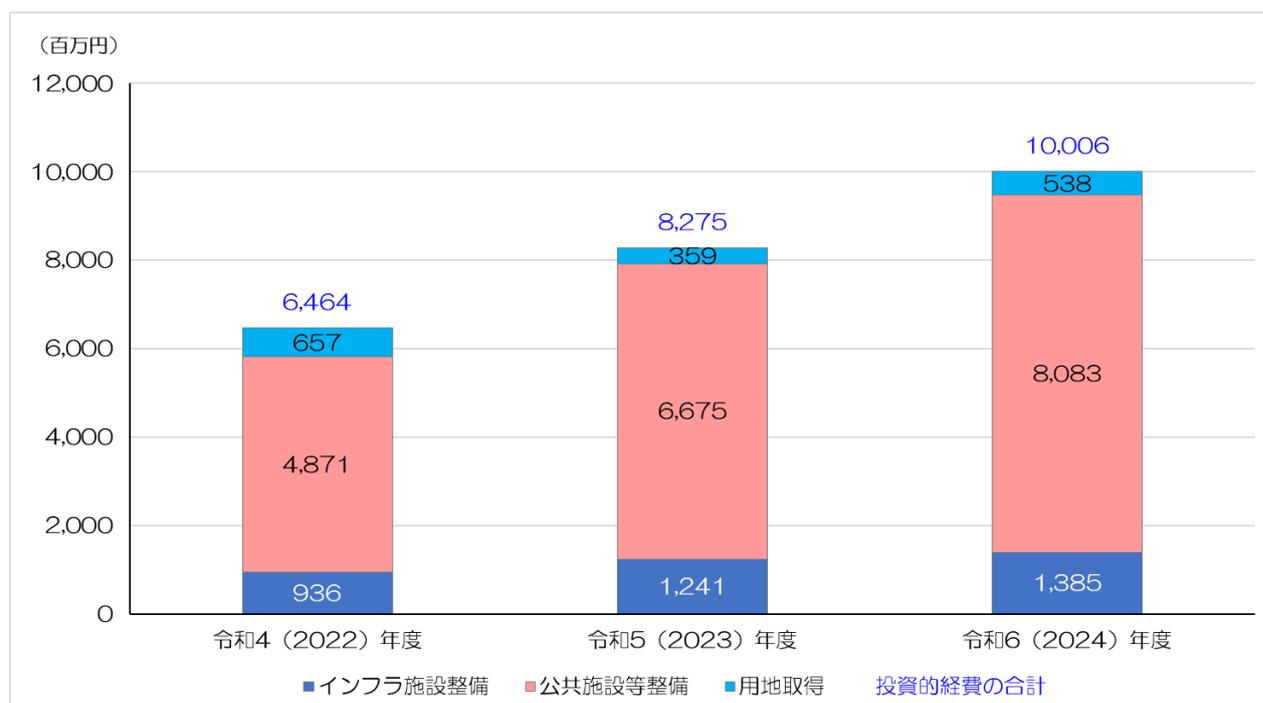
図 2-3. 施設関連収入の推移



(3) 投資的経費の推移

投資的経費は、公共施設等の新築、建替え、大規模改修等に要する建設事業費であり、各年度に実施する事業内容や事業規模によって、その金額が大きく変動する性質を有しています。特に、大型施設の整備や複数事業が同時期に集中する場合には、単年度における財政負担が急増する傾向があります。令和4（2022）年度は約65億円、令和5（2023）年度には約83億円、令和6（2024）年度には約100億円と近年は投資的経費が増加傾向にあります。これらの主な要因として、令和4（2022）年度には新博物館や屋部地区センター、令和5年度では名護第一学校給食センター、令和6（2024）年度はわんさか大浦パークやサンセットオフィス交流施設の整備、これらに対する支出に加え、令和6（2024）年度に完成した新設廃棄物処理施設の整備により令和4（2022）年度から令和6（2024）年度にかけては、複数の大型建設事業が重なった結果、投資的経費が一時的に高い水準で推移することとなりました。

図 2-4. 投資的経費の推移



第3節 建物の劣化状況調査

(1) 劣化状況調査

各建物の劣化状況等の把握については、劣化状況調査票（表 2-2）を用いて建物ごとに現地調査を実施しました。文部科学省の学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書を参考に、建物を屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備の5つの部位に区分しています。屋根・屋上、外壁については、原則として目視によるひび割れや損傷の有無、雨漏りの有無などの状況を調査し、その劣化の状況に応じてA～Dの4段階で評価を行いました。内部仕上げ、電気設備、機械設備については、経過年数による評価を基本とし、経年劣化以上の損傷が認められる施設については、経過年数による評価から1段階下げる等の調整をしています。なお、経過年数による評価については、調査を実施した令和7（2025）年度を基準年として判定しています。

目視による評価ならびに経過年数による評価それぞれについて、A～Dの評価基準を表 2-1 に示しています。

表 2-1. 劣化状況調査の評価基準

評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

| | 評価 | 基準 |
|----------|----|---|
| 良好 劣化 | A | 概ね良好 |
| | B | 部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし) |
| | C | 広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し) |
| | D | 早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等 |

経過年数による評価
【内部仕上げ、電気設備、
機械設備】

| | 評価 | 基準 |
|----------|----|-----------------------|
| 良好 劣化 | A | 20年未満 |
| | B | 20～40年 |
| | C | 40年以上 |
| | D | 経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合 |

出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書

建物ごとの劣化状況は、評価ごとの配点と部位ごとのコスト配分に基づき、健全度（100点満点）で示しています。健全度が高い施設ほど、良好な状態となっており、健全度が低い施設は施設各部の劣化が進行している施設となっています。評価ごとの配点ならびに部位ごとのコスト配分、健全度の計算方法について、表 2-3 に示しています。

表 2-2. 劣化状況調査票

劣化状況調査票

| | | | | | |
|------|--|------|----------------|-------|--|
| 施設名 | | 財産番号 | | 調査日 | |
| 建物名 | | 整理番号 | | 記入者 | |
| 構造種別 | | 延床面積 | m ² | 建築年月日 | |

| 部位 | 仕様 (該当する項目にチェック) | 工事履歴 (部位の更新) 工事内容 | 劣化状況 (複数回答可) | | 特記事項 | 評価 |
|------------|--|----------------------|--|-----|------|----|
| | | | | 箇所数 | | |
| 1 屋根 屋上 | <input type="checkbox"/> アスファルト保護防水 | | <input type="checkbox"/> 降雨時に雨漏りがある | | | |
| | <input type="checkbox"/> アスファルト露出防水 | | <input type="checkbox"/> 天井等に雨漏り跡がある | | | |
| | <input type="checkbox"/> シート防水、塗膜防水 | | <input type="checkbox"/> 防水層に膨れ・破れがある | | | |
| | <input type="checkbox"/> 勾配屋根 (長尺金属板、折板) | | <input type="checkbox"/> 屋根葺材に錆・損傷がある | | | |
| | <input type="checkbox"/> 勾配屋根 (スレート、瓦類) | | <input type="checkbox"/> 笠木・立上り等に損傷がある | | | |
| | <input type="checkbox"/> その他の屋根 () | | <input type="checkbox"/> 樋やルーフドレンを目視点検できない | | | |
| | 最終工事年度 (西暦) | | <input type="checkbox"/> 既存点検等で指摘がある | | | |
| 2 外壁 | <input type="checkbox"/> 塗仕上げ | | <input type="checkbox"/> 鉄筋が見えているところがある | | | |
| | <input type="checkbox"/> タイル張り、石張り | | <input type="checkbox"/> 外壁から漏水がある | | | |
| | <input type="checkbox"/> 金属系パネル | | <input type="checkbox"/> 塗装の剥がれ | | | |
| | <input type="checkbox"/> コンクリート系パネル (ALC等) | | <input type="checkbox"/> タイルや石が剥がれている | | | |
| | <input type="checkbox"/> その他の外壁 () | | <input type="checkbox"/> 大きな亀裂がある | | | |
| | <input type="checkbox"/> アルミ製サッシ | | <input type="checkbox"/> 窓・ドアの廻りで漏水がある | | | |
| | <input type="checkbox"/> 鋼製サッシ | | <input type="checkbox"/> 窓・ドアに錆・腐食・変形がある | | | |
| | <input type="checkbox"/> 断熱サッシ、省エネガラス | | <input type="checkbox"/> 外部手すり等の錆・腐朽 | | | |
| | 最終工事年度 (西暦) | | <input type="checkbox"/> 既存点検等で指摘がある | | | |

| 部位 | 改修・点検項目 | 改修・点検年度 | 特記事項 (改修内容及び点検等による指摘事項) | 評価 |
|---|---------------------------------------|---------|-------------------------|----|
| 3 内部仕上 (床・壁・天井) (内部建具) (間仕切等) (照明器具) (エアコン)等 | <input type="checkbox"/> 老朽改修 | | | |
| | <input type="checkbox"/> エコ改修 | | | |
| | <input type="checkbox"/> トイレ改修 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 法令適合 | | | |
| | <input type="checkbox"/> LAN | | | |
| | <input type="checkbox"/> 空調設置 | | | |
| | <input type="checkbox"/> バリアフリー対策 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 防犯対策 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 構造体の耐震対策 | | | |
| 4 電気設備 | <input type="checkbox"/> 分電盤改修 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 配線等の敷設工事 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 昇降設備保守点検 | | | |
| | <input type="checkbox"/> その他、電気設備改修工事 | | | |
| 5 機械設備 | <input type="checkbox"/> 給水配管改修 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 排水配管改修 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 消防設備の点検 | | | |
| | <input type="checkbox"/> その他、機械設備改修工事 | | | |

特記事項 (改修工事内容や12条点検、消防点検など、各種点検等による指摘事項が有れば、該当部位と指摘内容を記載)

| |
|------|
| 健全度 |
| 10 |
| 100点 |
| 自動算定 |

出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書を基に作成

表 2-3. 配点と健全度の計算方法

| | 評価点 |
|---|-----|
| A | 100 |
| B | 75 |
| C | 40 |
| D | 10 |

| 部位 | コスト配分 |
|---------|-------|
| 1 屋根・屋上 | 5.1 |
| 2 外壁 | 17.2 |
| 3 内部仕上げ | 22.4 |
| 4 電気設備 | 8.0 |
| 5 機械設備 | 7.3 |
| 計 | 60 |

③健全度

$$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
 ※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

(右図「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例)

| | 評価 | → | 評価点 | × | 配分 | = | |
|---------|----|---|-----|---|------|-----|-------|
| 1 屋根・屋上 | C | → | 40 | × | 5.1 | = | 204 |
| 2 外壁 | D | → | 10 | × | 17.2 | = | 172 |
| 3 内部仕上げ | B | → | 75 | × | 22.4 | = | 1,680 |
| 4 電気設備 | A | → | 100 | × | 8.0 | = | 800 |
| 5 機械設備 | C | → | 40 | × | 7.3 | = | 292 |
| | | | | | | 計 | 3,148 |
| | | | | | | | ÷ 60 |
| | | | | | | 健全度 | 52 |

出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書

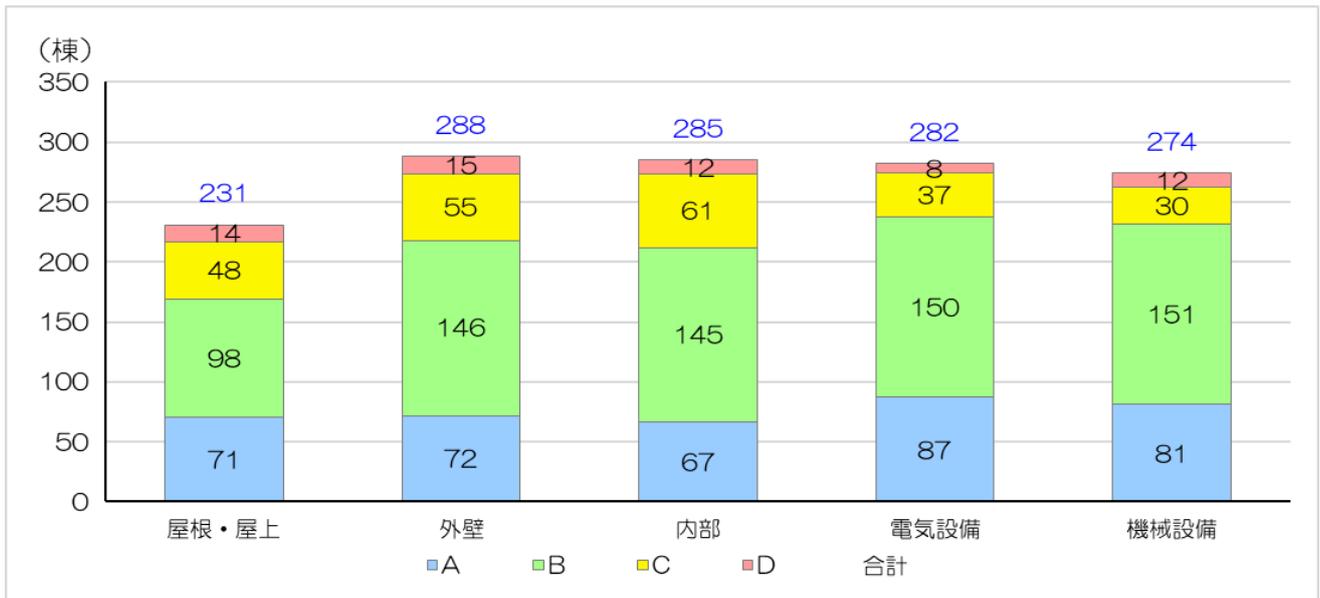
(3) 調査結果

評価の対象とした5つの部位ごとに、評価結果を集計しました(図2-5)。建物によっては、電気設備や機械設備がない簡易的な倉庫や1階部分のみを別棟として管理している建物もあるため、部位ごとで合計数に差異が生じています。

いずれの部位でもB判定の建物が最も多く、部位ごとの修繕が必要となるC判定もしくはD判定となっている建物数は屋根・屋上で62棟(全体の26.4%)、外壁で70棟(全体の24.3%)となっています。

経過年数での評価を原則とする内部仕上げ、電気設備、機械設備のうち、電気設備、機械設備についてはC判定もしくはD判定となっている建物がやや少なく、電気設備で45棟(全体の16.0%)、機械設備で42棟(全体の15.3%)となっています。一方、内部仕上げについては壁面や天井部分の損傷が認められる建物も多かったことから、C判定もしくはD判定となっている建物が73棟(全体の25.6%)となっています。

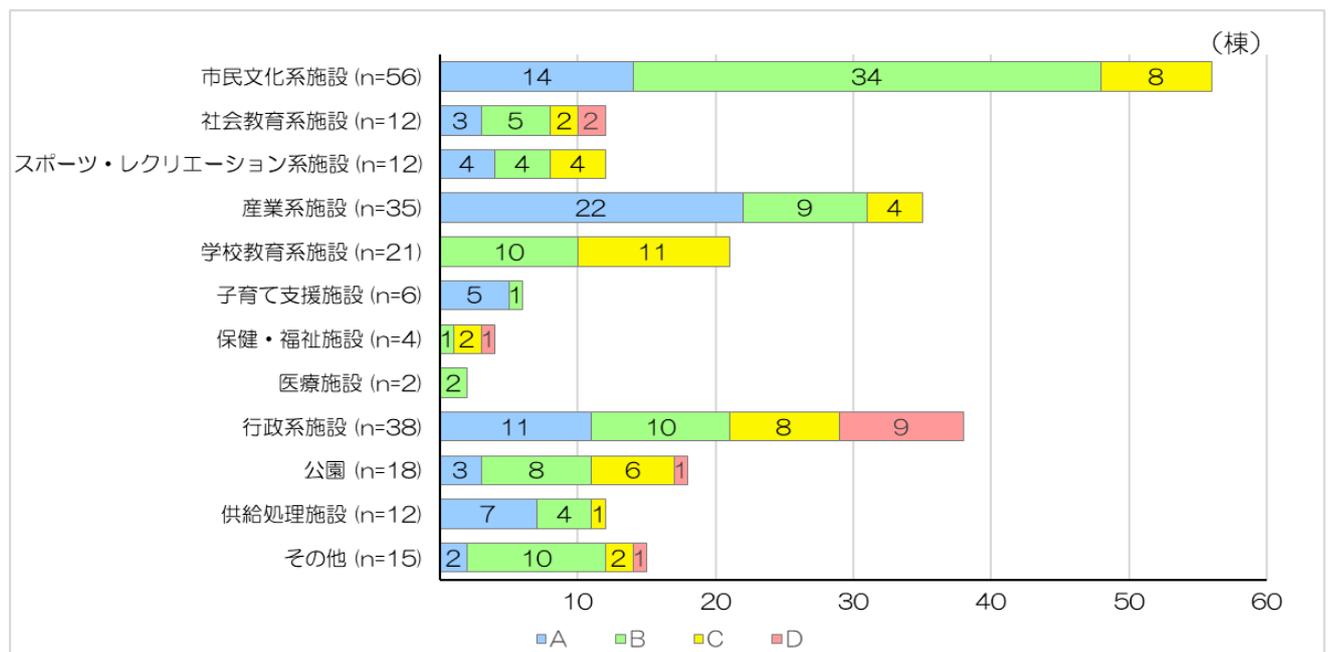
図 2-5. 各部位の評価結果



施設類型ごとに評価の内訳をみると、屋根・屋上については、築年数が古い建物が多い市民文化系施設、学校教育系施設、行政系施設でC判定もしくはD判定となっている建物が多くなっています（図 2-6）。

主な劣化事象は防水面の劣化や排水口の詰まり、コンクリートのひび割れ等となっており、市民文化系施設では名護市民会館の文化棟や福祉棟、学校教育系施設では各地区にある学校給食センターの一部の建物、行政系施設では名護市本庁舎において、雨漏りが発生している部分も見受けられています。

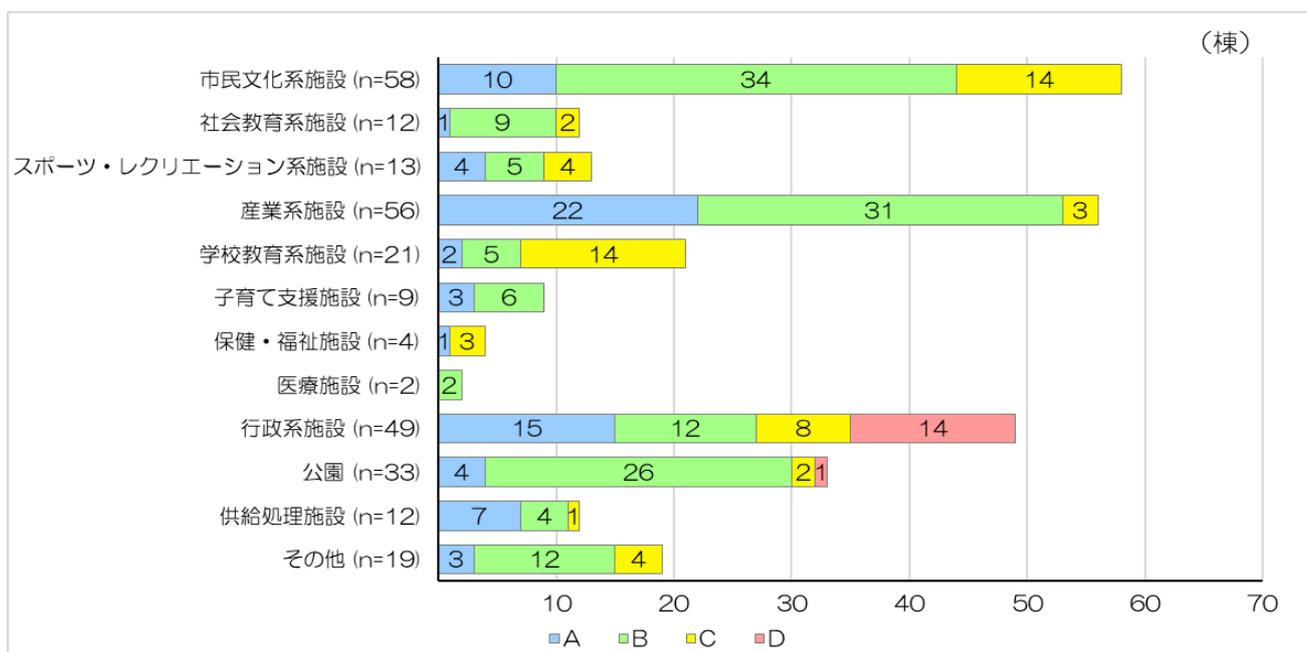
図 2-6. 施設類型ごとの評価結果 屋根・屋上



外壁については、ひび割れや剥離が主な劣化事象となっており、屋根・屋上と同様に、築年数が古い建物が多い市民文化系施設、学校教育系施設、行政系施設でC判定もしくはD判定となっている建物が多くなっています（図2-7）。

学校教育系施設の各地区の学校給食センター、行政系施設の名護市本庁舎や環境センター、旧源河小学校、旧崎山図書館等においては、外壁の損傷が著しく、鉄筋が露出している部分も見受けられています。また、市民文化系施設の各区集会施設や産業系施設の各区の土づくりセンター、公園の名護自然動植物公園等、築20年前後の建物についても、外壁のひび割れや剥離等の劣化事象は見受けられています。

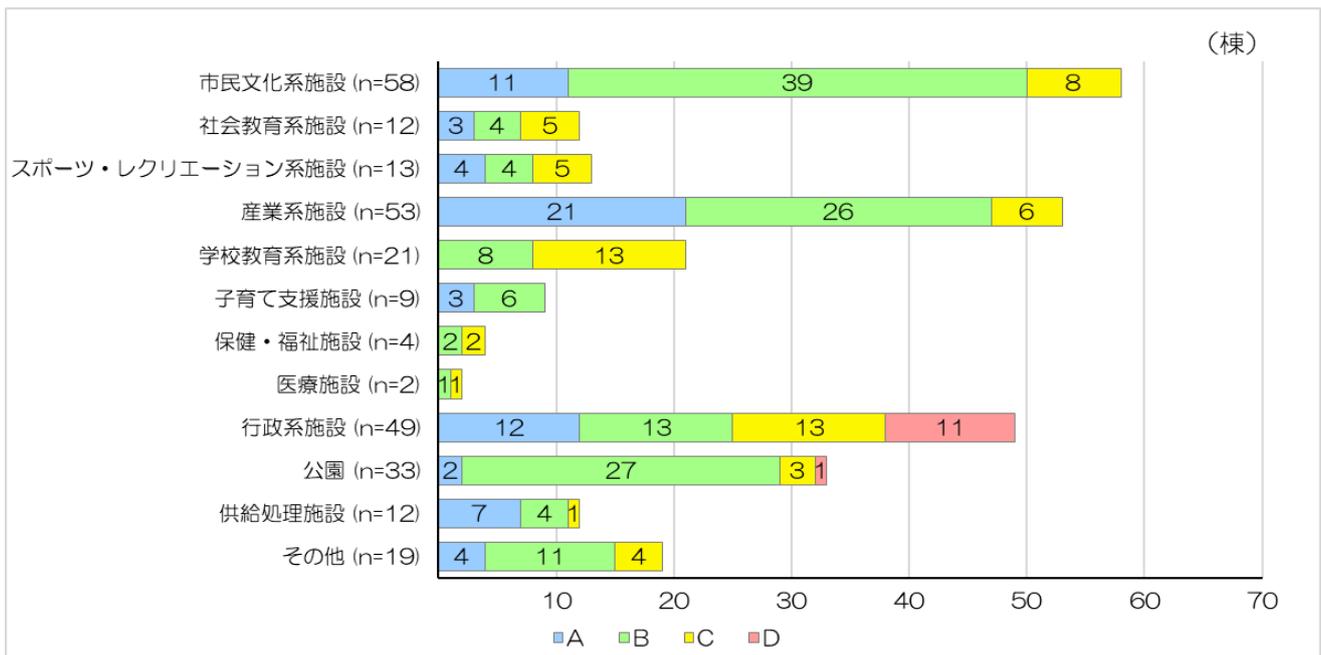
図2-7. 施設類型ごとの評価結果 外壁



内部仕上げについては、他の部位と同様、学校教育系施設及び行政系施設でC判定もしくはD判定となっている建物が多くなっています（図2-8）。建物内部の壁や天井等の損傷、空調やトイレ等の設備の不具合等が主な劣化事象となっています。

築20年未満の比較的新しい建物においても、劣化事象は見受けられおり、空調やトイレの不具合は施設の運営に支障を来たす場合もあるため、これまでも各施設において必要に応じた修繕対応をおこなっています。

図 2-8. 施設類型ごとの評価結果 内部仕上げ



電気設備及び機械設備においても、築年数が古い建物が多い学校教育系施設、行政系施設で C 判定もしくは D 判定となっている建物が多くなっています（図 2-9・2-10）。他の部位と比較すると C 判定もしくは D 判定となっている建物は少なくなっていますが、内部仕上げと同様に、A 判定もしくは B 判定となっている建物であっても、設備の機能上の不具合が発生している建物は見受けられています。

図 2-9. 施設類型ごとの評価結果 電気設備

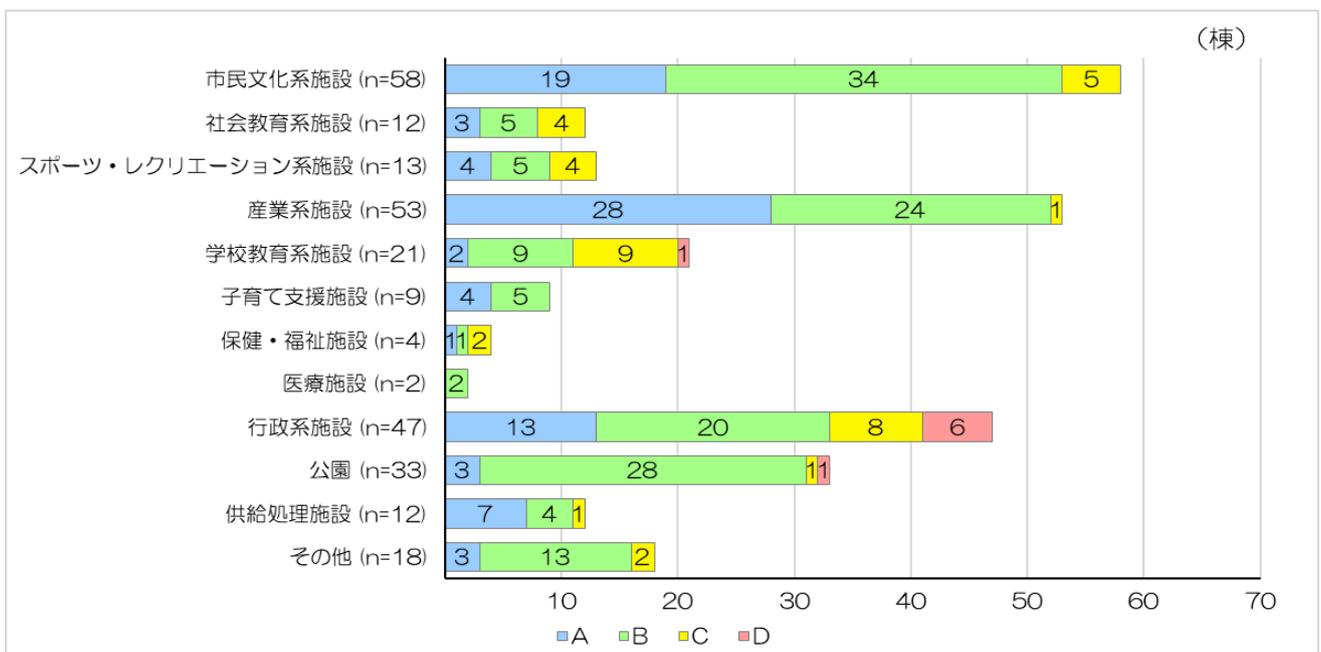
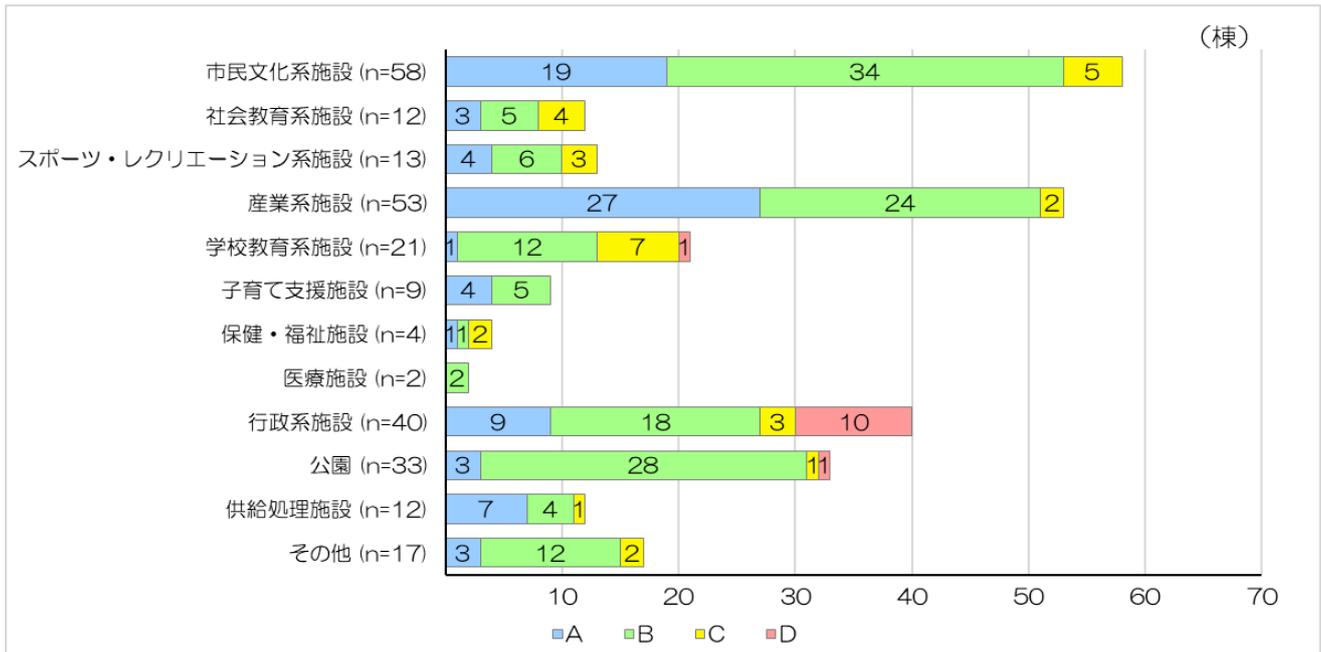


図 2-10. 施設類型ごとの評価結果 機械設備



第3章 施設整備の基本的な方針等

第1節 公共施設等の管理における基本方針

総合管理計画では、公共施設等を適正に管理していくために、公共施設等の管理に関する目標や基本方針を定めています。本計画は、総合管理計画の方針を具体的に実行するために策定するものであることから、以下に示す総合管理計画内の建物系施設に関する基本方針を踏襲しますが、本計画に記載した対策の内容を反映させる等、総合管理計画の見直しの検討が必要です。

公共施設の管理に関する基本方針

方針1 老朽化対策と長寿命化の推進

- (1) 適切な点検・診断等の実施
- (2) 旧耐震基準による施設の計画的な耐震化等の実施
- (3) 安全の確保
- (4) 改修・更新の実施
- (5) 長寿命化の推進
- (6) ユニバーサルデザイン化の推進

方針2 施設総量（総延床面積）の縮減

- (1) 新規整備の制限
- (2) 統合・複合化、転用等の推進
- (3) 保有する財産の活用や処分の検討
- (4) 広域連携の検討

方針3 財源の確保と財政負担の平準化

- (1) 計画的な維持管理・修繕・更新等の実施
- (2) 既存施設活用の推進
- (3) 民間活力の活用
- (4) 国・県の補助メニュー等の活用
- (5) 地方公会計（固定資産台帳）の活用
- (6) 全庁的な取組体制の構築とPDCAサイクルの推進

方針4 将来のまちづくりとの連携

名護市公共施設等総合管理計画より抜粋

第2節 建物の長寿命化に関する考え方

本市の建物系施設の構造として多くを占めている鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数は、一般的に50年～60年程度とされていますが、健全に使用し続けるためには、躯体並びに付属設備について、定期的なメンテナンスを行うことが重要です。築年数が浅い建物や、今後建設する施設については、予防保全型²の維持管理に取り組むこととし、施設の安全性の確保を実施しながら、耐用年数を伸ばし、長寿命化を図っていくためにも、適切な時期に大規模な改修工事や計画的な修繕の実施に努めていきます。

建物の寿命は、構造、立地条件、使用状況の違いなどによっても大きく左右されますが、各階の高さや広さなどに余裕を持った建物や新耐震基準以降に建てられた建物は、計画的な保全を実施することで耐用年数を超えて使用することも可能とされています。

本市においては、下表に示す「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）」に基づき、鉄筋コンクリート造の建物の目標耐用年数を80年と設定します。

表3-1. 建築物全体の望ましい目標耐用年数

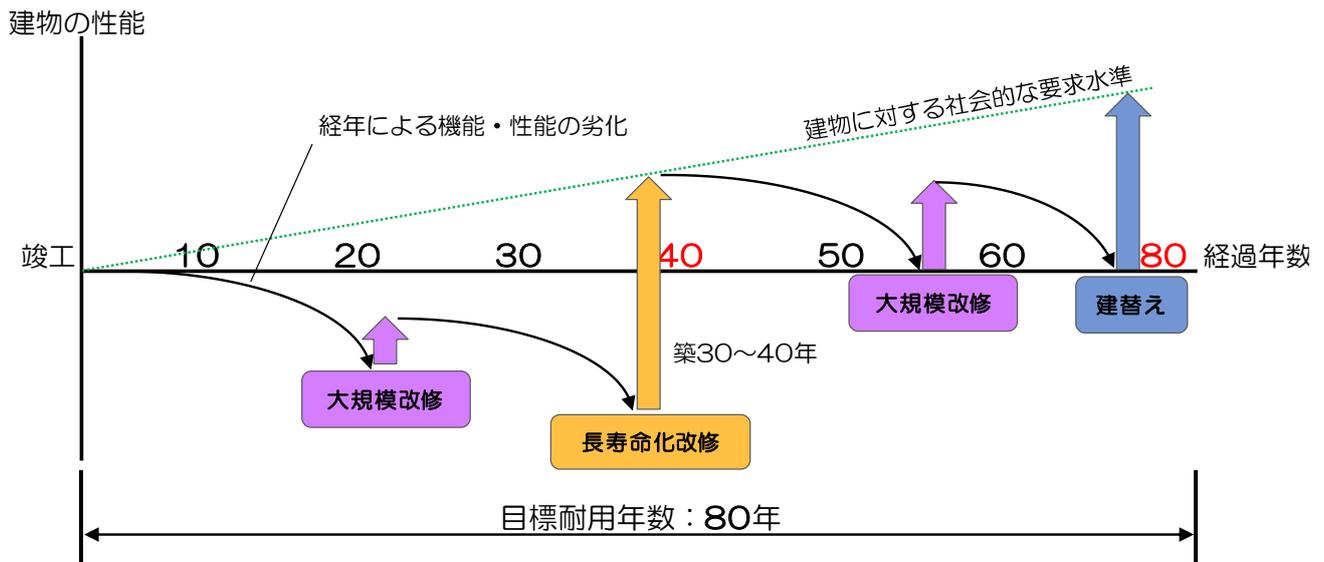
| 用途 | 構造 種別 | 鉄筋コンクリート造 | | | |
|-----------------|----------|-----------|------|----------|-----|
| | | 高品質の場合 | | 普通の品質の場合 | |
| | | 範囲 | 代表値 | 範囲 | 代表値 |
| 学校 官庁 | | 80～120年以上 | 100年 | 50～80年以上 | 60年 |
| 住宅 事務所 病院 | | 80～120年以上 | 100年 | 50～80年以上 | 60年 |
| 店舗 旅館 ホテル | | 80～120年以上 | 100年 | 50～80年以上 | 60年 |
| 工場 | | 30～50年以上 | 40年 | 20～30年以上 | 25年 |

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）を基に作成

² 予防保全：損傷が軽微である早期段階から、機能・性能の保持・回復を図るために修繕等を行う予防的な保全のこと。それに対し、老朽化による不具合が生じた後に修繕等を行うことを事後保全と呼ぶ。

建築物は、躯体の健全性が確保されてはじめて長期に使用することが可能となります。躯体の健全性を測る指標としては、コンクリート中性化深さ、鉄筋の腐食度、コンクリート圧縮強度等があります。今後は、耐用年数を目安に次のページの表 3-2 に示すような詳細診断（躯体の健全性調査）を実施し、結果が良好な場合は長期に使用することとし、目標耐用年数を次のように設定します。

図 3-1. 長寿命化のイメージ図と主な改修内容



| 大規模改修 | 長寿命化改修 | |
|---|---|--|
| 経年劣化による損耗、機能低下に対する機能回復工事 | 経年劣化による機能回復工事と、耐用性、快適性、省エネ性を確保するための機能向上工事 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水改修 ・外壁改修 ・トイレ改修 ・内装改修 ・設備機器改修 ・劣化の著しい部位の修繕 ・故障、不具合修繕 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水改修 ・外壁改修 ・トイレ改修 ・内装改修 ・設備機器改修 ・劣化の著しい部位の修繕 ・故障、不具合修繕 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート中性化対策 ・鉄筋の腐食対策 ・バリアフリー改修 ・外壁、屋上の断熱化改修 ・省エネルギー機器への更新 |

表 3-2. 躯体の健全性の詳細調査項目の例

| 構造 | 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 鉄骨造 |
|--------------|---|---|
| 調査 | 現地目視調査及び材料試験 | 現地目視調査 |
| 評価項目 (例示) | <ul style="list-style-type: none"> ○コンクリート圧縮強度 ○中性化深さ ○鉄筋かぶり厚さ ○鉄筋腐食状況 ○屋上・外壁の漏水対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○筋かいのたわみ ○鉄骨腐食状況 ○非構造部材の取付部・設備・二次部材安全性 ○屋根・外壁の漏水状況 |

出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書

第 3 節 対策の優先順位の考え方

既存の建物系施設を適切に維持管理するためには、必要な対策を適切な時期に実施する必要があります。しかし、対策を実施するための予算には、年度ごとに限りがあり、すべての対策を最適な時期に実施できない事も想定されます。そこで、どの施設に対する対策を優先的に実施するかを検討するための考え方を以下のとおり定めます。

ここで示す考え方は判断基準の 1 つであり、実際の事業化に際しては、政策的な判断等も含め、総合的に検討した上で、予算化を進めることとします。

表 3-3. 対策の優先順位の考え方

| 視点 | 考慮すべき事項・優先順位の考え方 |
|-----|--|
| 安全性 | 利用者に対し、直接的もしくは間接的に、人的、物的な被害を及ぼす恐れがあるもの |
| | 施設周辺に悪影響を与えており、その解消が求められるもの |
| 機能性 | 設置当初の本来の要求事項が満たせなくなっており、解消が求められるもの |
| 代替性 | 施設や機能、地域における役割として他に代替がないもの |
| | 関連する計画等で重要施設として位置付けされているもの |
| 社会性 | 利用者や社会ニーズの変化により、利用者満足度を満たせなくなっているもの |
| 経済性 | 予防保全によりライフサイクルコスト ³ の低減が見込まれるもの |

³ ライフサイクルコスト：建物の設計・建設から維持管理、解体・廃棄に至るまでに必要となる費用の合計

第4章 個別施設ごとの対策内容と実施計画

第1節 今後の対応方針

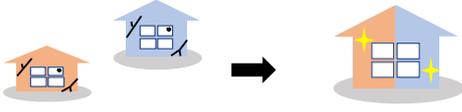
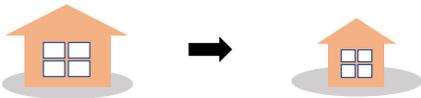
建物ごとの劣化状況や利用状況等を踏まえ、今後の建物の在り方等を検討し、建物ごとに対応方針を示しています。対応方針の定義については、下表 4-1 のとおりです。なお、ここで示す今後の対応方針については、主に現在の用途としての方針であり、用途が変更された施設については、状況に応じて方針の再検討を行います。

表 4-1. 計画期間内の対応方針の一覧とそのイメージ

| | 対応方針 | 説明 | イメージ | 該当建物数 |
|---|---------------|--|----------------------------|-------|
| 1 | 建替え | 耐用年数（約50年）を迎える時期に建替えを実施すること。 | 築50年 → 取り壊し（移転を含む） → 建替え | 3 |
| 2 | 売却・譲渡 | 施設を民間団体等に売却や譲渡すること。 | 公有 → 民有 | 7 |
| 3 | 廃止 | 施設の取り壊しにより床面積を削減すること。 | → | 19 |
| 4 | 集約化 | 同じ用途を持つ複数の施設を一つの施設にまとめること。 | → | 35 |
| 5 | 大規模改修 | 劣化している部分の原状回復を目的として、大規模な改修を実施すること。 | 築20～30年 → 大規模改修 → 築50年後建替え | 1 |
| 6 | 現状維持（軽微な修繕のみ） | 必要に応じて軽微な修繕、部位 ^{※1} ごとの修繕は実施するが、当面の間は大規模改修や建替えを実施しない。 | → | 224 |
| 7 | 長寿命化改修 | 耐用年数を超えて使用することを目的として、大規模な改修を実施すること（目標使用年数は80年とする）。 | 築40年 → 長寿命化改修 → 築80年後建替え | なし |

※1 建物の部位は劣化状況調査で評価の対象とした屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備の5つを指します。

表 4-1. 計画期間内の対応方針の一覧とそのイメージ（続き）

| | 対応方針 | 説明 | イメージ | 該当建物数 |
|----|------------|----------------------------------|--|-------|
| 8 | 転用 | 施設の用途を変更すること。 |  | なし |
| 9 | 複合化 | 異なる用途を持つ複数の施設を一つの施設にまとめること。 |  | 8 |
| 10 | 規模縮小 | 施設の一部を取り壊す等、建替えをせずに床面積の縮減をはかること。 |  | なし |
| 11 | 地縁による団体へ移管 | 施設を地縁による団体に売却や譲渡すること。 |  | なし |

第2節 財政制約ラインの設定

（1）財政制約ラインの考え方

公共施設の建替えや集約化、大規模改修等の更新に要する対策費用は、実施する事業内容によって年度ごとに大きく変動します。財政的な負担を考慮すると、年度ごとの対策費用の平準化を図ることが必要となることから、各年度にどの程度まで予算化が可能かを見込むための目安とする金額を財政制約ラインとして設定しました。

公共施設の更新に際しては、国や県からの補助金等を活用しながら事業を実施することが多くあります。これらの補助金等は、対象となる事業費に対し、特定の率を乗じた額を歳入として受け取ることができるため、これらを適切に活用することで、財政負担の軽減を図ることができます。

対策費用の総額から補助金等の額を控除した金額が市の負担額となりますが、このうちの一部は地方債（借入金）を発行して充てています。公共施設は数十年間にわたって活用される資産であるため、その建設事業費に対する負担を将来にわたって平準化する効果もあることから、適切な範囲内で地方債も活用しています。

国や県からの補助金等ならびに地方債は、各事業を実施する目的で受ける歳入であるため、これらを総称して特定財源（使途が特定されている歳入）といいます。対策費用のうち、特定財源

ではまかなえない部分を本市の市税収入等で構成される一般財源（使途が特定されていない歳入）でまかなうこととなりますが、これが各年度の実質的な市の負担額となります。本計画では対策費用に充てることができる一般財源の額を試算し、財政制約ラインとして設定しました。

なお、今後の対応方針を現状維持（軽微な修繕のみ）としている 224 棟の部位ごとの修繕については、歳出の項目として設定している維持補修費（年間 5.3 億円を想定）の範囲内で対応することとしています。

（2）財政制約ラインの設定

対策費用に充てることができる一般財源の額を将来にわたって推計するため、過去の決算額を集計した統計資料である地方財政状況調査（決算統計）のデータを基に、計画期間中の歳入・歳出見込額を推計しました。推計方法は表 4-2 に示す 4 パターンより選択しています。過去の決算額の推移と、計画策定時点で見込まれている今後の財政的な見通しを考慮し、歳入・歳出それぞれの項目ごとに、推計条件を設定しました。項目ごとの推計条件を次のページの表 4-3・4-4 に示しています。

表 4-2. 推計方法とその計算方法

| 推計方法 | 計算方法等 |
|------|---|
| 実績値 | 前年度の推計額 × 過去 5 年間の中間項平均※増減率 ※中間項平均は推計対象年度から起算して過去 5 年間の増減率のうち、最大と最小の値を除いた、中間の 3 つの値で平均を算出する方法です。 |
| 据置 | 令和 6（2024）年度決算の額が継続するものと仮定 |
| 率入力 | 一定の増減率で増減するものと仮定 |
| 金額設定 | 一定の金額が継続するものと仮定 |

本計画では建設事業に充てることができる一般財源額を試算することから、建設事業に関連する歳入・歳出の項目を除外し、それ以外の項目について推計しています。

推計結果の歳入総額から歳出総額を差し引いた額（歳入歳出差引額）を、新たな事業に充てることができる一般財源の額とみなしています。今後、公共施設の対策費以外にも一般財源を必要とする新規事業が出てくる可能性を考慮し、歳入歳出差引額の 2 分の 1 の額を公共施設の建替えや集約化、大規模改修等の更新に充てることができる一般財源の額として設定しました。

表 4-3. 歳入項目の推計条件

歳入

| 大分類 | 小分類 | 条件 | 備考 |
|--------------|---------|------|------------------|
| 市税 | - | 実績値 | |
| 地方譲与税・交付金等 | - | 据置 | |
| 地方交付税 | - | 実績値 | |
| 分担金及び負担金・寄付金 | - | 据置 | |
| 使用料及び手数料 | - | 実績値 | |
| 国庫支出金 | 扶助費財源 | 率入力 | 歳出 扶助費の増加率実績値を反映 |
| | 建設事業費財源 | 金額設定 | 控除 |
| | その他 | 据置 | |
| 県支出金 | 扶助費財源 | 率入力 | 歳出 扶助費の増加率実績値を反映 |
| | 建設事業費財源 | 金額設定 | 控除 |
| | その他 | 据置 | |
| 財産収入 | 財産収入 | 据置 | |
| 繰入金 | 基金繰入金 | 据置 | 一部調整額を含む |
| 諸収入 | - | 実績値 | |
| 地方債 | 臨時財政対策債 | 金額設定 | 0円（新規発行無しを見込む） |
| | 建設事業費財源 | 金額設定 | 控除 |
| | その他地方債 | 据置 | |
| 繰越金 | - | - | 前年度の歳入歳出差引額の1/2 |

表 4-4. 歳出項目の推計条件

歳出

| 大分類 | 小分類 | 条件 | 備考 |
|-------------|---------|------|--------------------------------------|
| 人件費 | - | 実績値 | |
| 扶助費 | - | 実績値 | ただし、令和3年度決算額において子育て世帯への臨時特別給付金事業費を控除 |
| 公債費 | 元金 | 金額設定 | 見込額を反映 |
| | 利子 | 金額設定 | 見込額を反映 |
| 物件費 | - | 実績値 | |
| 維持補修費 | - | 金額設定 | 過去5年間の決算額の平均5.3億円で設定 |
| 補助費等 | 扶助費財源 | 実績値 | ただし、令和2年度決算額において特別定額給付事業費を控除 |
| 投資的経費 | 普通建設事業費 | 金額設定 | 控除 |
| | 災害復旧事業費 | 据置 | |
| 繰出金 | - | 実績値 | |
| 積立金 | 財政調整基金 | 金額設定 | 8億円 |
| | 再編交付金基金 | 金額設定 | 10億円 |
| | その他基金 | 金額設定 | 2億円（公共施設整備基金） |
| 投資及び出資金・貸付金 | - | 据置 | |

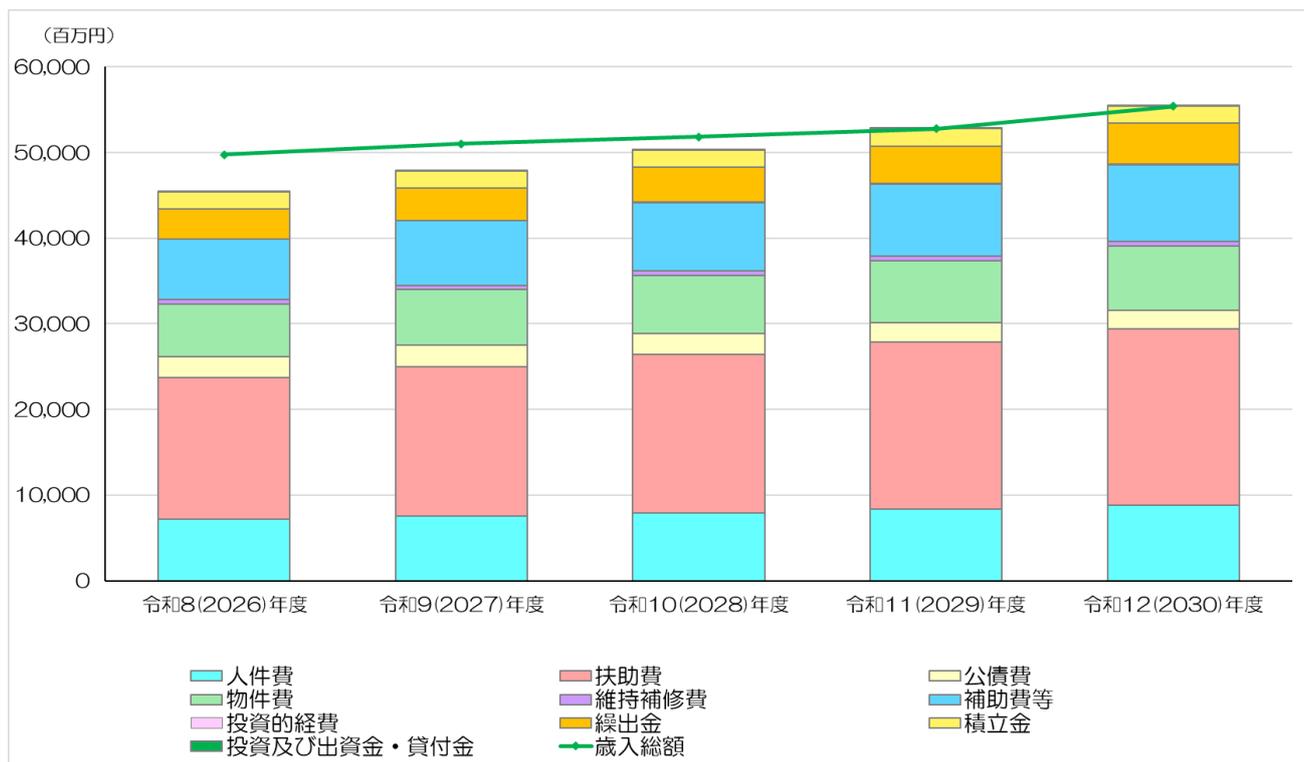
前述の推計条件で試算した結果を下表 4-5 ならびに図 4-1 に示しています。推計結果より算出された歳入歳出差引額の平均は約 17.9 億円だったことから、財政制約ラインをその 2 分の 1 にあたる 9.0 億円と維持補修費の 5.3 億円を合算した 14.3 億円と設定しました。前期期間での財政制約ライン 10 億円に対し、物価高の影響も受け 4.3 億円の増加となりました。引き続き、補助金や基金等の活用を行い、一般財源充当額の平準化を図ります。

表 4-5. 将来の項目別（建設事業に関連する歳入・歳出の項目を除く）歳入歳出推計結果

| 歳入 | | (百万円) | | | | |
|--------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--|
| 項目名 | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 (2027年度) | 令和10年度 (2028年度) | 令和11年度 (2029年度) | 令和12年度 (2030年度) | |
| 市税 | 7,622 | 7,789 | 7,961 | 8,136 | 8,315 | |
| 地方譲与税・交付金等 | 2,699 | 2,699 | 2,699 | 2,699 | 2,699 | |
| 地方交付税 | 11,809 | 12,161 | 12,695 | 13,311 | 13,947 | |
| 分担金及び負担金・寄付金 | 860 | 860 | 860 | 860 | 860 | |
| 使用料及び手数料 | 665 | 665 | 666 | 666 | 667 | |
| 国庫支出金 | 12,698 | 13,187 | 13,703 | 14,249 | 14,825 | |
| 県支出金 | 3,865 | 4,003 | 4,149 | 4,303 | 4,466 | |
| 財産収入 | 2,283 | 2,283 | 2,283 | 2,283 | 2,283 | |
| 繰入金 | 4,701 | 4,701 | 4,701 | 4,990 | 6,807 | |
| 諸収入 | 331 | 330 | 336 | 346 | 355 | |
| 地方債 | 195 | 195 | 195 | 195 | 195 | |
| 繰越金 | 2,040 | 2,154 | 1,572 | 754 | 0 | |
| 歳入総額 | 49,768 | 51,027 | 51,820 | 52,792 | 55,419 | |

| 歳出 | | (百万円) | | | | |
|----------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--|
| 項目名 | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 (2027年度) | 令和10年度 (2028年度) | 令和11年度 (2029年度) | 令和12年度 (2030年度) | |
| 人件費 | 7,163 | 7,541 | 7,944 | 8,381 | 8,831 | |
| 扶助費 | 16,545 | 17,470 | 18,454 | 19,498 | 20,596 | |
| 公債費 | 2,413 | 2,471 | 2,437 | 2,294 | 2,124 | |
| 物件費 | 6,166 | 6,493 | 6,803 | 7,165 | 7,559 | |
| 維持補修費 | 530 | 530 | 530 | 530 | 530 | |
| 補助費等 | 7,047 | 7,513 | 7,967 | 8,426 | 8,944 | |
| 投資的経費 | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 | |
| 繰出金 | 3,518 | 3,784 | 4,099 | 4,420 | 4,757 | |
| 積立金 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | |
| 投資及び出資金・貸付金 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | |
| 歳出総額 | 45,460 | 47,880 | 50,312 | 52,792 | 55,419 | |
| 歳入歳出差引額 | 4,308 | 3,147 | 1,509 | 0 | 0 | |

図 4-1. 将来の歳入歳出額（建設事業に関連する項目を除く）推計結果



第3節 実施計画

本計画の計画期間内において、比較的規模の大きな工事費を要すると見込まれる施設については実施計画を表 4-6 に整理しています。

表中に掲載している更新費用については、現時点で把握可能な事業内容及び財源条件を基に算定した概算額であり、今後の事業内容や財源措置の検討状況等により変動する可能性があります。また、実施時期が未定となっている施設も含まれていることから、各事業の具体化に合わせて、適宜見直しを行うこととします。

後期期間における主な事業としては、一般廃棄物処理施設への機能集約に伴い稼働を停止している環境センターの解体、名護市斎場の建替え、並びに名護市庁舎及び市民会館に係る公民館棟・福祉棟の複合化を位置付けています。これらはいずれも事業規模が大きいことから、本計画においては事業実施の方向性を整理するととどめ、今後、事前調査、基本構想、設計等の検討を通じて、具体的な事業費の見込み及び財源の在り方について段階的に検討していくこととします。

建物ごとの劣化状況調査の結果や施設の現状、維持管理上の課題、今後の対応方針等については第 6 章に掲載しています。

表 4-6. 実施計画（後期）

（百万円）

| 施設名称 | 所管課 | 施設用途 | 対応方針 | 延床面積 (㎡) | 後期中の 更新費用 | うち一般財源 充当額 | 後 期 | | | | |
|----------------|---------------------------|---------|-------|-------------|--------------|---------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | | | | | | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 (2027年度) | 令和10年度 (2028年度) | 令和11年度 (2029年度) | 令和12年度 (2030年度) |
| 許田コミュニティセンター | 地域力推進課 | 市民文化系施設 | 建替え | 120.00 | 206 | 築年数 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 |
| | | | | | | 対策内容 | 建替え | | | | |
| | | | | | | 206 | 22 | 174 | 10 | | |
| 名護市羽地学校給食センター | 教育委員会総務課 | 学校教育系施設 | 集約化 | 431.00 | 21 | 築年数 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 |
| | | | | | | 対策内容 | 集約化 | | | | |
| | | | | | | 21 | 21 | | | | |
| 名護市名護2学校給食センター | 教育委員会総務課 | 学校教育系施設 | 集約化 | 238.00 | 21 | 築年数 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 |
| | | | | | | 対策内容 | 集約化 | | | | |
| | | | | | | 21 | 21 | | | | |
| 名護市東江学校給食センター | 教育委員会総務課 | 学校教育系施設 | 集約化 | 396.00 | 318 | 築年数 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 |
| | | | | | | 対策内容 | 集約化 | | | | |
| | | | | | | 320 | 64 | 64 | 64 | 64 | 64 |
| 名護市屋部学校給食センター | 教育委員会総務課 | 学校教育系施設 | 集約化 | 423.00 | 318 | 築年数 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 |
| | | | | | | 対策内容 | 集約化 | | | | |
| | | | | | | 320 | 64 | 64 | 64 | 64 | 64 |
| 名護市名護学校給食センター | 教育委員会総務課 | 学校教育系施設 | 集約化 | 317.00 | 21 | 築年数 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 |
| | | | | | | 対策内容 | 集約化 | | | | |
| | | | | | | 21 | 21 | | | | |
| 消防ポンプ格納庫（辺野古） | 消防本部総務課 | 行政系施設 | 複合化 | 44.00 | 1,298 | 築年数 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 |
| | | | | | | 対策内容 | 複合化 | | | | |
| | | | | | | 259 | | 3 | 176 | 80 | |
| 名護市環境センター | 環境対策課 | 行政系施設 | 廃止 | 1,726.60 | 229 | 築年数 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 |
| | | | | | | 対策内容 | 解体 | | | | |
| | | | | | | 228 | 6 | 12 | 10 | 200 | |
| 名護市衛生センター | 環境対策課 | 供給処理施設 | 集約化 | 218.65 | 110 | 築年数 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 |
| | | | | | | 対策内容 | 解体 | | | | |
| | | | | | | 110 | | 10 | 100 | | |
| 名護市斎場 | 環境対策課 | その他 | 建替え | 451.69 | 3,710 | 築年数 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 |
| | | | | | | 対策内容 | 建替え | | | | |
| | | | | | | 3,710 | 64 | 75 | 143 | 2,458 | 970 |
| 名護市庁舎 | 総務課 | 行政系施設 | 複合化 | 5,805.05 | 未定 | 築年数 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 |
| | | | | | | 対策内容 | 基本構想策定 | | | | |
| | | | | | | 未定 | 20 | | | | |
| 名護市民会館 | 文化スポーツ振興課 （管理課：地域力推進課） | 公民館棟 | 複合化 | 2,757.00 | 未定 | 築年数 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 |
| | | | | | | 対策内容 | 基本構想策定 | | | | |
| | | | | | | 未定 | 20 | | | | |
| 名護市民会館 | 文化スポーツ振興課 （管理課：社会福祉課） | 福祉棟 | 複合化 | 1,419.00 | 未定 | 築年数 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 |
| | | | | | | 対策内容 | 基本構想策定 | | | | |
| | | | | | | 未定 | 20 | | | | |
| 名護市民会館 | 文化スポーツ振興課 | 文化棟 | 大規模改修 | 5,338.00 | 未定 | 築年数 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 |
| | | | | | | 対策内容 | | | | | 大規模改修 |
| | | | | | | 未定 | | | | | 未定 |
| 合計 | | | | | 6,252 | 5,216 | 343 | 402 | 567 | 2,866 | 1,098 |

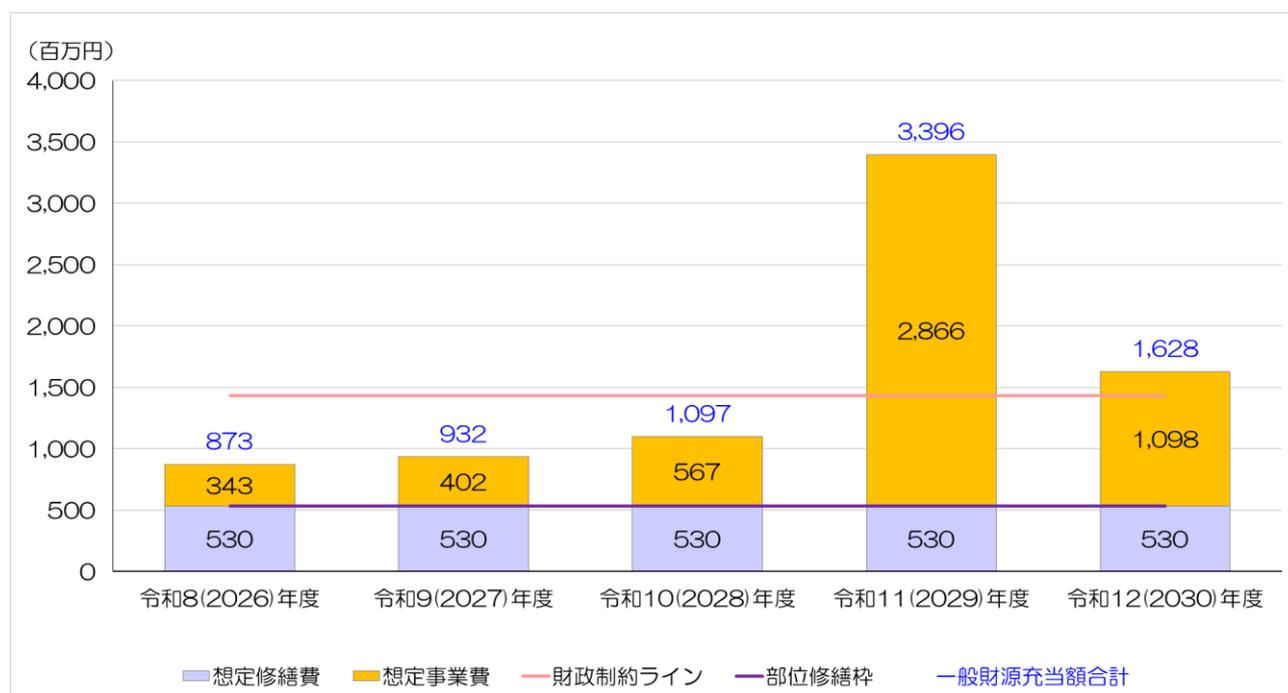
※ 実施時期、延床面積、更新費用、財源内訳等については、現時点で想定している内容であり、各事業の具体化に合わせて適宜修正します。

実施計画に掲載している一般財源の充当見込額について集計し、財政制約ラインとの比較を行いました。その結果、令和11(2029)年度および令和12(2030)年度においては、名護市斎場の建替えに係る事業費の影響により、財政制約ラインを上回る見込みとなっています。名護市斎場の整備については、令和4年に策定した「名護市斎場基本構想」および令和5年に策定した「名護市斎場基本計画(調査編)」に基づき検討を進めているところであり、現時点では補助金の活用に関する調整段階にあることから、当該事業費を全額一般財源負担として見込んでいくことが主な要因です。

また、名護市庁舎及び市民会館の更新に係る複合化整備については、令和5年度に策定された「名護市庁舎等更新検討に関する基本方針」及びこれを踏まえ令和6年に決定された「名護市庁舎等更新検討に関する整備方針」に基づき、庁舎と中央公民館・福祉施設を複合化し、市民会館(ホール機能)は別途整備する方向性が示されています。今後、これら基本方針・整備方針等に基づき、具体的な事業費の算定及び必要な検討を進めていく予定です。

今後の事業実施にあたっては、補助制度等の活用を含め、一般財源負担の抑制に十分留意し、財政規律の確保に努めるものとします。

図 4-2. 後期の一般財源充当見込額



第5章 計画のフォローアップ

第1節 推進体制の整備

計画の推進にあたっては、財産管理を所掌する課を中心とし、各施設の所管課と連携して全庁的な体制で対応を図ります。また、日常の施設管理の質を向上させるため、調査の実施や不具合箇所の早期把握と対応を行っていきます。

第2節 フォローアップ

本計画は、対象施設の建替えや大規模改修等、今後の施設の在り方の方針を計画づけるものです。事業化にあたっては、事業の優先順位の判断等の手続きを経て予算要求することとし、各決算年度の予算枠において設定された財源の中で確定するものとします。

また、実施計画については、前述のとおり、各事業の具体化に合わせて必要に応じた見直しを実施します。

第6章 建物ごとの個別施設計画

第1節 施設類型ごとの個別施設計画

建物ごとの劣化状況調査の結果や施設の現状、維持管理上の課題、今後の対応方針等を施設類型ごとに取りまとめました。

具体的な対策内容や実施時期については、建物ごとの劣化状況を引き続き定期的に確認し、利用状況や対策の優先順位等を考慮した上で、順次事業化を進めます。

施設類型ごとの個別施設計画 目次

| | |
|--------------------------|-----|
| 1. 市民文化系施設..... | 30 |
| 2. 社会教育系施設..... | 48 |
| 3. スポーツ・レクリエーション系施設..... | 54 |
| 4. 産業系施設..... | 60 |
| 5. 学校教育系施設..... | 77 |
| 6. 子育て支援施設..... | 86 |
| 7. 保健・福祉施設..... | 91 |
| 8. 医療施設..... | 94 |
| 9. 行政系施設..... | 97 |
| 10. 公園..... | 112 |
| 11. 供給処理施設..... | 123 |
| 12. その他..... | 128 |